令和３（2021）年４月１日以降の石綿事前調査及び届出に関するフローチャート

・既存の建築物等の解体又は改修の作業を伴わない新築工事である。
・除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなもので、手作業や電動ドライバー等により容易に取り外すことが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業である。
・石綿含有建材に、釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業である。
（但し、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず。）
・既存の塗装の上に新たに塗装する作業等、既存の材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業である。
・国交省等による調査結果等から石綿等が使用されていないことが確認された工作物等である。

はい → 事前調査　不要

（※１）
設計図書等の文書を確認する方法には、調査対象材料に直接印字されている製品番号を確認する方法も含まれます。

（※２）
平成18年9月1日安衛法施行令改正によって、石綿が0.1重量%を超える物については在庫品を含め、輸入・製造・使用・譲渡等が原則禁止されています。

いいえ

石綿等の使用の有無の調査（事前調査）の対象となる（令和５年10月１日以降は資格者が調査）

過去に行われた調査結果（過去の事前調査は石綿則第３条第２項に規定する方法に相当する必要があります。）

有り

無し

設計図書等の文書（※１）

有り

着工日が平成18(2006)年9月1日以降（※２）

はい

無し

いいえ

（注）石綿等が使用されていないと判断する方法には、調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法等があります。

石綿含有の有無（有、無、不明）仮判定

書面調査整理・目視確認準備（現地調査準備）

目視確認（現地調査）

不明で有とみなさない場合

分析調査

石綿含有無し

（※３）
解体等対象建築物等の構造上目視による確認をすることが困難な調査対象材料については、解体等の作業を進める過程で、目視により確認することが可能になったときに、改めて当該箇所の事前調査を行う必要があります。

有、無、有とみなす場合

石綿含有の有無や目視困難箇所等を記載する（※３）。事前調査結果報告作成（一定の建築物等の解体等工事）

石綿含有　有り（みなしを含む）

一定の建築物等の解体等工事

令和４年４月１日以降、石綿含有の有無にかかわらず、下記の工事の着工前に労働基準監督署に電子報告。
①解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
②請負金額が100万円以上（税込）の建築物の改修工事
③請負金額が100万円以上（税込）の工作物の解体又は改修工事
④総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体又は改修工事（R4.1.13 厚生労働省令第3号により追加）

作業計画作成

レベル1・2

計画届（14日前）

レベル３

事前調査記録の保存（３年間保存）及び掲示等

石綿含有　無し

事前調査記録の保存（３年間保存）及び掲示等

けい酸カルシウム板第一種、石綿含有仕上塗材の除去については、ビニールシート等で隔離（負圧は不要）、常時湿潤状態

・労働者ごと（周辺作業従事者も）作業記録を40年間保存
・作業計画による作業実施状況を写真等で3年間保存

Safe work AKITA

R4．７更新